

## 岐阜県要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、市町村（以下「補助事業者」という。）が、災害による停電時等において要電源重度障がい児者が日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置等の整備を図るために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「要電源重度障がい児者」とは、県内で在宅生活を送る者又は福祉入所施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所及び同条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（乳児院及び障害児入所施設に限る。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）に入所し、若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院若しくは同条第2項の診療所に入院している間に自宅へ一時外出する者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 生命・身体機能の維持に必要な医療機器のうち電源を必要とするものを使用する医療的ケアが必要な重度障がい児者であって、医師の判断に基づき知事が認めるもの

2 この要綱において「非常用電源装置等」とは、別表1の左欄に掲げる非常用電源装置等の区分に応じ、同表の右欄に定める性能要件を満たす非常用電源装置等をいう。

3 この要綱において「個別避難計画」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に規定する個別避難計画をいう。

### (欠格事由)

第3条 第1条の規定にもかかわらず、次に掲げるものを間接補助事業者とする補助事業者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

(4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を

- 経過しない者をいう。以下同じ。) を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
  - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)、耐用年数、基準額並びに補助金の額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式に定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の決定)

第6条 規則第7条の規定による通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(補助金の額の減少が交付決定額の100分の20に満たないものを除く。)をする場合は、あらかじめ、別記第3号様式及び別記第3号様式に定める書類を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ、別記第4号様式を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付すること。
  - ア 前3号に掲げる事項。この場合において、これらの規定中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、第1号中「補助金」とあるのは「間接補助金」とそれぞれ読み替えるものとする。
  - イ 間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件又は規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した間接補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。
  - ウ 間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間保存すること。
- (5) 間接補助金の交付に際し、間接補助事業者が第3条各号のいずれかに該当するときは、間接補助金を交付しないこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の実施状況に関し必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 規則第14条の規定による通知は、別記第6号様式により行うものとする。

(補助金の交付時期等)

第12条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、前項本文の規定の適用を受ける者にあつては、補助金交付請求書の提出を省略することができる。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の補助金の交付申請があつた場合において、当該交付申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、間接補助事業者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。